**入札説明書**

令和７年３月３日千葉市公告第１９６号により公告した令和７年度資源物収集用コンテナ洗浄業務委託【単価契約】の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

１　一般競争入札に付する事項

（１）委託名

令和７年度資源物収集用コンテナ洗浄業務委託【単価契約】

（２）委託業務内容

ア　資源物収集用コンテナの洗浄

イ　新浜リサイクルセンターへのコンテナの引き取り及び洗浄後のコンテナの納品

（３）委託期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

（４）履行場所

　　ア　洗浄場所

　　　　受注者が保有する洗浄施設

　　イ　引き取り及び納品場所

　　　　新浜リサイクルセンターまたは発注者が指定する場所

２　競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ　千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

（２）令和６・７年度千葉市物品又は委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められてい

る者であること。

（３）平成３１年度（令和元年度）から令和５年度までの間に、同種の洗浄業務の履行実績を有するもの。

３　入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

（１）提出期間

公告の日の翌日から令和７年３月７日（金）まで

（持参による場合は日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時３０分から午後４時３０分まで。郵送による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後５時００分までに後記９の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

（２）提出場所　　千葉市環境局資源循環部収集業務課

（３）提出方法　　持参又は郵送

（４）確認通知　　令和７年３月１４日（金）までに入札参加資格確認結果通知書を発送する。

４　仕様書等に関する質問の受付

（１）受付期間　令和７年３月１４日（金）から令和７年３月１８日（火）午後５時００分までに後記９の契約事務担当課へ持参又はファクシミリ若しくは電子メールにより提出すること。

（２）質問に対する回答期限　令和７年３月２４日（月）までにファクシミリ又は電子メールにて回答する。

５　入札手続等

（１）入札・開札の日時及び場所

日　時　令和７年３月２５日（火）午後２時００分

場　所　千葉市中央区千葉港１番１号　千葉市役所高層棟６階　Ⅿ６０１会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

（２）入札方法

入札者は、原則として前記（１）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。入札書を提出する際は、必ず入札金額積算内訳書を同封すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きし、後記９の契約事務担当課宛とし、令和７年３月２４日（月）午後５時までに書留郵便にて必着のこと。

（３）入札書に記載する金額

　　入札金額は単価入札で行う。

また、入札金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含め見積もること。また、入札書を提出する際は、必ず入札金額積算内訳書を同封すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。（単価）

（４）入札時の提出書類

入札の際には、入札書及び入札金額積算内訳書のほか、代理人が入札・開札に立ち会う場合

のみ委任状を提出すること。書類の提出がない場合又は内容が不明瞭である場合は、当該入札を無効とする。

（５）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第８条に該当する場合は、免

除とする。）

（６）落札者の決定方法

千葉市契約規則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

（７）無効となる入札

千葉市契約規則第１６条の規定に該当する入札

　（８）契約手続きの中止

本委託に係る令和７年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続きを中止する。

６　開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

７　再度入札の実施

（１）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。

（２）再度入札の回数は、２回とする。

（３）再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

８　契約の手続等

（１）契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は、免除とする。）

（２）契約書作成の要否

要

（３）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（４）契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記９の契約事務担当課で閲覧できる。

９　契約事務担当課

〒260-8722　千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市環境局資源循環部収集業務課

電話　043-245-5249